

民間における家族手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況

| 家族手当制度がある | 配偶者に家族手当を支給する | | 配偶者に家族手当を支給しない | | 家族手当制度がない |
|-----------|----------------|----------------|----------------|---------|-----------|
| | 配偶者の収入による制限がある | 配偶者の収入による制限がない | | | |
| 85.3% | (88.5%) | [72.0%] | [28.0%] | (11.5%) | 14.7% |

(注) 1 ()内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

2 []内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

その2 扶養家族の構成別支給月額

| 扶養家族の構成 | 支給月額 |
|---------|---------|
| 配偶者 | 11,705円 |
| 配偶者と子1人 | 17,590円 |
| 配偶者と子2人 | 23,328円 |

(注) 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については6,500円（8級職員は3,500円、9級職
支給なし）、子については1人につき10,000円、父母等については、1人につき6,500円
（8級職員は3,500円、9級職員は支給なし）である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末
の子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。